滝沢市クーリングシェルター指定要領

令和６年７月８日市長決裁

１　目的

　　地球温暖化やその他の気候の変動による影響から熱中症による健康被害を防ぎ、市民の命と健康を守ることを目的として、気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第２１条第１項に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関する要領を定める。

２　指定要件

　　クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

（１）市内に設置されている施設であること。

（２）適当な冷房設備を有し、定期的にメンテナンスをしていること。

（３）市の区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、市が公表している各施設の利用日時の範囲内において、当該施設を市民その他の者に開放することができること。

（４）受入可能人数に応じて、１人当たりの空間を適切に確保すること。

（５）当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。

３　申込方法

　　クーリングシェルターの指定を受けようとする者は、クーリングシェルター指定申込書（別記様式）により申込むものとする。

４　指定

　　市長は、３の申込方法によりクーリングシェルターの指定の申込があったときは、その申込みの内容を審査し、２の指定要件を満たすと認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、当該施設の管理者と協定を締結する。ただし、市が管理している施設を除く。

５　指定の解除

　　市長は、クーリングシェルターの指定をした施設（以下「指定施設」という。）が、次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

（１）当該事業を終了したとき。

（２）指定施設が廃止されたとき。

（３）指定施設が２の指定要件を満たさなくなったとき。

（４）指定施設から指定の解除の申出があったとき。

（５）その他指定施設として適当でないと認められるとき。

６　指定期間等

　　指定施設の指定期間は、指定の日から指定の日の属する年度の３月３１日までとし、指定施設の管理者から指定の解除の申出がないときは、翌年度も継続して指定することとし、以後同様とする。

７　公表

　　市長は、クーリングシェルターを指定したとき又は当該指定を解除したときは、その概要を市のホームページ等で公表するものとする。

８　運用の期間

　　クーリングシェルターを運用する期間は、当該年度の６月１日から９月３０日までとする。

９　協力事項

　　指定施設の管理者は、クーリングシェルターの運用について、次の事項を可能な限り協力すること。

（１）気温に応じて適当な冷房機器を稼働すること。

（２）環境省が発表する熱中症特別警戒情報を取得及び把握すること。

（３）避難者にクーリングシェルターであることがわかるようにクーリングシェルター・マークなどの掲示を行うこと。

（４）受け入れ可能人数に応じて、無料で休憩できる椅子、ソファ等を配置すること。

（５）熱中症予防のため、飲料の購入場所を明示すること。また、避難者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること。

（６）熱中症特別警戒情報発表の有無に係わらず、冷房が効いた施設で涼を分かち合い家庭でのエアコン使用を控える地球温暖化対策の取組みとして、一般への開放に協力すること。

９　その他

（１）クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、指定施設の管理者の負担とする。

（２）クーリングシェルターの指定により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、指定施設の管理者が負うものとし、本市は、いかなる場合においても、その責めを負わない。